資料５－２

＜第１章　計画について＞

第１章　千葉県高齢者保健福祉計画について

１　策定の趣旨

今後、人口推計・高齢化率等のデータを踏まえ、更に修正予定

令和 22 年（2040 年）を見通すと、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、県民の約 35%が 65 歳以上となることが見込まれています。

また、高齢化の一層の進展に加えて、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者等、様々なニーズのある高齢者が増加することが見込まれています。

他方、本県の高齢化や人口減少のスピードには地域差が生じることが見込まれており、県北西部をはじめとした都市部では介護サービス需要の増加が見込まれる一方で、県南部や北東部を中心とした地域では高齢者人口が既に減少し始めており、一部地域では介護サービス需要のピークアウトが見込まれています。

県では、これまで「高齢者の活躍支援」及び「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標として具体的な事業に取り組んできたところですが、その方向性を継承しつつ、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域の状況に応じたきめ細かな取組をさらに充実、強化していく必要があります。

加えて、認知症施策については、認知症になってからも希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に基づく施策を充実させるとともに、地域包括ケアなどの高齢者施策と緊密に連携して推進する必要があります。

上記を踏まえ、本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方も踏まえながら、高齢者が、個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、本県の高齢化や人口減少等に伴う課題に対応するための施策を盛り込みました。

２　位置付け等

本計画は老人福祉法第 20 条の 9 の規定による「老人福祉計画」や介護保険法第 118 条の規定による「介護保険事業支援計画」、及び認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定したものであり、「千葉県総合計画」及び県の福祉総合計画である「千葉県地域福祉支援計画」の高齢者福祉分野に関する個別計画となっています。

本計画の実施に当たっては、「千葉県保健医療計画」、「健康ちば 21」、「千葉県障害者計画」及び「千葉県高齢者居住安定確保計画」等の関連する他計画との連携を図りながら進めてまいります。（図 1-1）

市町村においても、老人福祉計画及び介護保険事業計画を定めることになっているほか、認知症施策推進計画を定めるよう努めることとなっていますが、本計画では、広域的な見地から、県内における介護サービス基盤の整備方針や人材の養成確保方策などを定め、市町村計画を支援します。

＜SDGs とは＞

SDGs（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標である。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

図 1-1　千葉県高齢者保健福祉計画と他の計画の関係

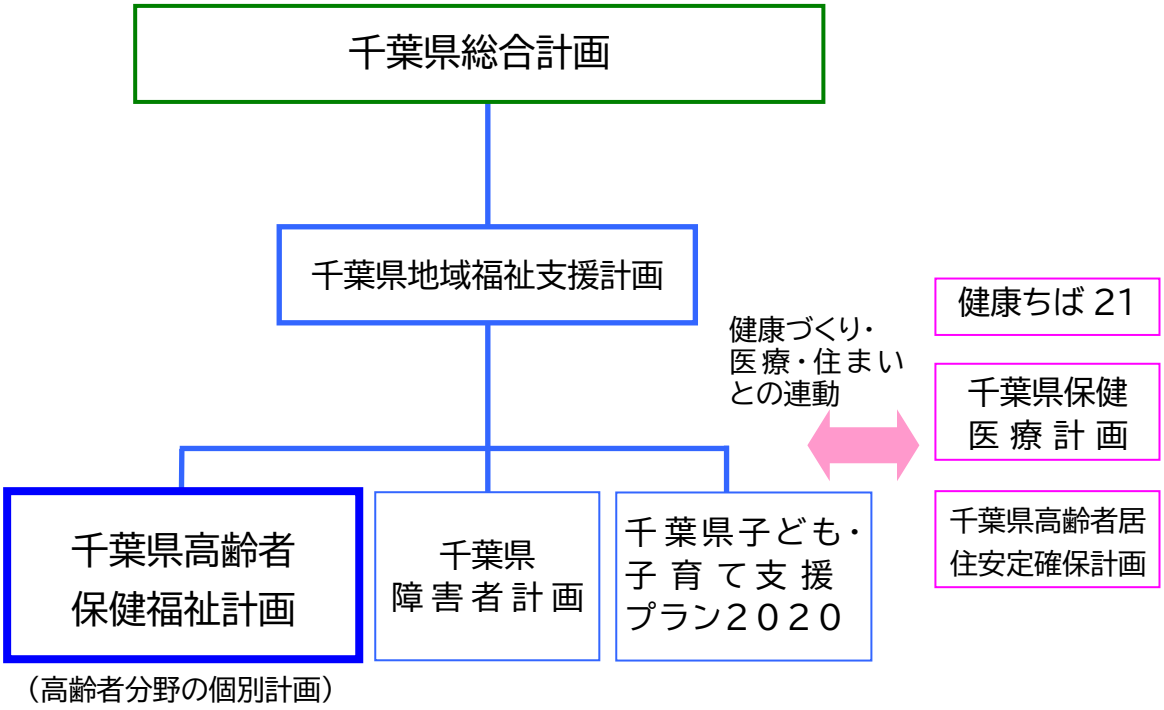

３　計画期間

計画期間は令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 3 年間とし、生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークを迎える令和 22 年度（2040 年度）を見据えた計画とします。

４　高齢者保健福祉圏域

高齢者福祉・介護サービス等をより効果的かつ合理的に提供していくためには、市町村の行政区域を越えた広域的な観点で施策を調整すべき場合もあります。

そのため、千葉県保健医療計画における「二次保健医療圏」と一致する「高齢者保健福祉圏域」を設定し、圏域ごとの地域課題に対応していくとともに、必要に応じ特別養護老人ホーム等の施設整備数を調整します。（図 1-2）

また、中核地域生活支援センターと県内全市町村に設置されている地域包括支援センターとの連携強化が図れるよう、保健所〔健康福祉センター〕の所管区域ごとのサブ圏域を、本県独自に設定しています。（表 1-3）

今後修正予定

図 1-2　高齢者保健福祉圏域

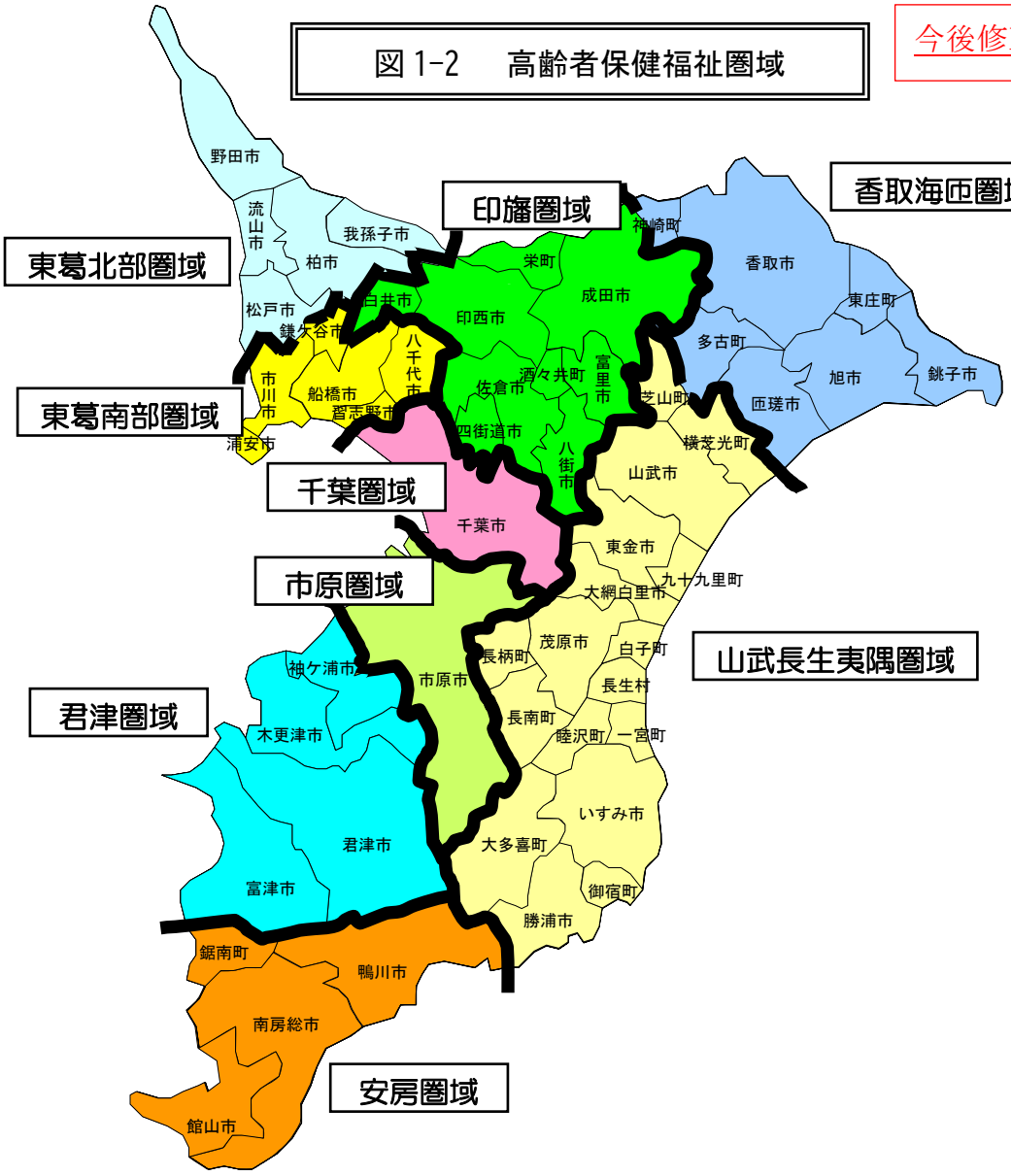

表 1-3

圏域	サブ圏域	構成市町村
千葉		千葉市
東葛南部	市川	市川市、浦安市
	習志野	習志野市、八千代市、鎌ケ谷市
	船橋	船橋市
東葛北部	野田	野田市
	松戸	松戸市、流山市、我孫子市
	柏	柏市
印旛		成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取海匝	香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
	海匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山武長生夷隅	山武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
	長生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
	夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房		館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津		木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
市原		市原市

5　基本理念と基本的視点

（１）基本理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

一人一人が個性豊かに生き生きとした生活を送り、誰もを地域の必要な一員として認め合い、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を、世代を超え、地域の皆が力を合わせて目指します。

（２）基本的視点

計画全体を貫く考え方、それぞれの施策や事業の実施に当たり常に持つべき視点を基本的視点として位置付けました。

ア　地域共生社会の実現

高齢者、障害者、児童、生活困窮者などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを進めます。

イ　高齢者の尊厳の確立

高齢者が認知症や要介護状態等となっても、尊厳を保ちながら自分の意思で自分らしい生活を人生の最期まで営むことができる社会を目指します。

ウ　生涯現役社会の実現

高齢者人口が増加する一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれる中、年齢や属性に関わらず、個々人が意欲をもって能力を活かし、就業や社会参加活動等を通じて社会の中で役割と生きがいを持ちながら活躍できる生涯現役社会に向けた環境づくりを推進していく必要があります。

エ　安心・安全・健やかな生活環境の整備

災害に強く、犯罪・交通事故等の被害に遭わない環境づくりや、バリアフリー環境の整備、災害や感染症対策に係る体制整備を推進することで、安心して生活できる環境を目指します。

6　基本目標

本計画の取組を通して目標とする社会の実現に向けて、2 つの基本目標を掲げ、それぞれの目標達成に必要な基本施策を位置付けます。

Ⅰ　個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

高齢者の活躍を支援するための目標です。

高齢者自らが健康づくりを行い、就労や地域活動、趣味やスポーツ等、様々な社会参加を通じて生きがいのある自分らしい生活を実現させていくことが、生活の質の向上につながります。

Ⅱ　介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築
～地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進～

地域社会づくりのための目標です。

「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域の中で住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、支え合うという関係を構築することで、介護が必要になっても、安心して自分らしい暮らしを続けることができるような地域社会の実現を目指します。

◆地域包括ケアシステムの深化・推進を図る背景と中長期的な視点からの介護サービス基盤の整備等

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送るために必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化したものです。障害者・子育て支援分野についても同様の制度運用がなされていますが、老老介護、８０５０問題、ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケアなど複合的な課題への分野横断的な対応も求められてきています。

また、高齢者人口がピークを迎える令和２２年（２０４０年）を見通すと、８５歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズなどを有する高齢者の増加に伴い、医療・介護が効率的に連携され、住み慣れた地域や施設で医療・介護を継続して受け続けることができる体制整備が求められます。

さらに、高齢化や社会資源の状況は地域ごとに異なることから、地域の実情に応じた取組が求められます。

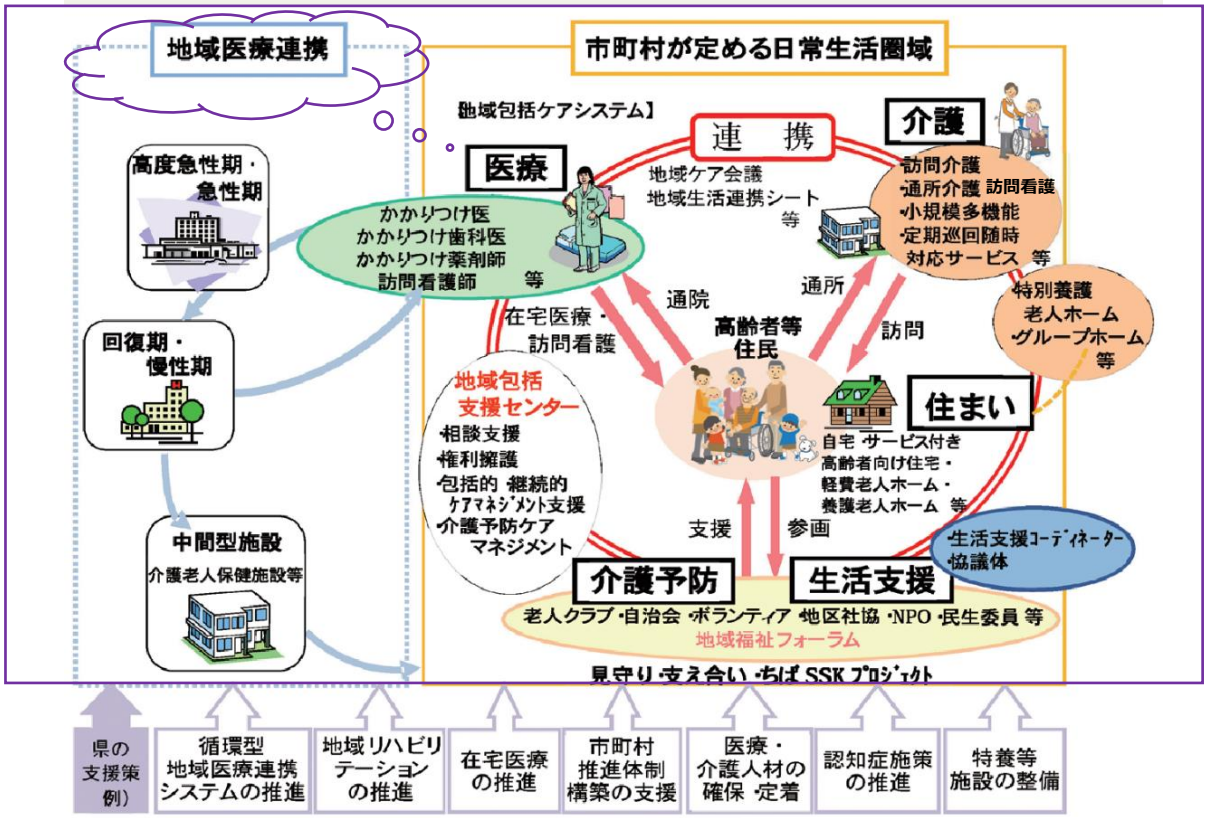

「地域包括ケアシステムの概要」

7　施策体系

基本理念と 2 つの基本目標の実現に向け、10 の基本施策及び 38 の具体的施策を定め、計画期間内に展開していきます。

基本目標Ⅰ 個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現	基本施策１	生涯現役社会の実現に向け、社会参加・生きがいづくりを支援する環境の整備の促進
	具体的施策	①　生涯現役社会に向けた社会参加の促進と高齢者が役割を持って活躍できる地域づくりの推進
		②　高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりの推進
		③　生きがいづくりの支援
	基本施策２	健康寿命の延伸とともに自立した生活の実現に向けた高齢者の心身の機能の維持・向上の促進
	具体的施策	①　高齢者の健康づくりや生活習慣病対策等の推進
		②　自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
基本目標Ⅱ 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築 ～地域共生社会実現のための地域包括ケアの深化・推進～	基本施策１	地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進
	具体的施策	①　地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進
		②　生活支援体制整備の促進
		③　生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進
		④　安全・安心な生活環境の確保
		⑤　困難を抱える高齢者への支援
		⑥　災害・感染症への対応
	基本施策２	医療・介護連携の強化と地域生活を支える介護サービスの充実
	具体的施策	①　在宅医療の推進と看取り
		②　医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進
		③　地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
		④　介護サービスの整備・充実
		⑤　介護サービスの質の確保・向上
		⑥　介護する家族等への支援
	基本施策３	認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進
	具体的施策	①　認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進
		②　認知症の人の社会参加の機会の確保
		③　認知症の人の意思決定支援及び権利利益の保護
		④　専門的かつ適切な保健医療福祉サービス提供体制の整備、人材の養成、多職種協働の推進
		⑤　本人やその家族への支援と本人発信支援
		⑥　認知症予防の推進
	基本施策４	高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進
	具体的施策	①　多様な住まいのニーズへの対応
		②　自立や介護に配慮した住宅の確保・充実
		③　施設サービス基盤等の確保・充実
		④　自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進
	基本施策５	地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着、介護現場の業務改善、経営改善支援
	具体的施策	①　人材の確保・養成
		②　人材の育成
		③　人材の定着
		④　介護現場の業務改善経営改善支援・協働化等の推進
	基本施策６	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた県民の理解の促進及び市町村の取組支援
	具体的施策	①　地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた県民の理解の促進
		②　地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援
	基本施策７	介護サービス基盤の計画的な整備
	具体的施策	①　施設・居住系サービスの整備目標数（必要入所（利用）定員総数）の設定
		②　地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備
	基本施策８	介護保険制度の適切な運営支援
	具体的施策	①　介護給付適正化に向けた市町村への支援
		②　適正な介護サービスの提供
		③　介護サービス事業者の経営情報の調査・分析

8　SDGsの推進

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた地方自治体の役割は、国の「ＳＤＧｓ実施指針改定版」（平成 28 年 12 月 22 日決定、令和 5 年 12 月 19 日一部改定）に示されており、その中の一つとして「様々な計画にＳＤＧｓの要素を反映すること」が挙げられています。本計画ではＳＤＧｓのうち、主に「3．すべての人に健康と福祉を」と「11．住み続けられるまちづくりを」の 2 つの視点に立ち、施策を展開します。

9　達成状況の評価

検討中

基本理念の実現に向け、以下のとおり指標を設定し、効果的・効率的な計画の推進に取り組むとともに、計画の進捗を管理します。

計画期間における各年度の実績及び指標に基づく評価を「千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会」に毎年度報告し評価するとともに、評価に基づき取組の見直しを行います。

指標	説明
基本理念の指標	計画実施により目指す最終目標 基本理念の達成度を評価するための指標
基本目標の指標	基本理念を達成するための目標 2 つの基本目標の達成度を評価するための指標
基本施策の指標	基本目標を達成するための目標 10 の基本施策の達成度を評価するための指標
個別事業の指標	基本施策を達成するための目標 ○○の個別事業の達成度を評価するための指標

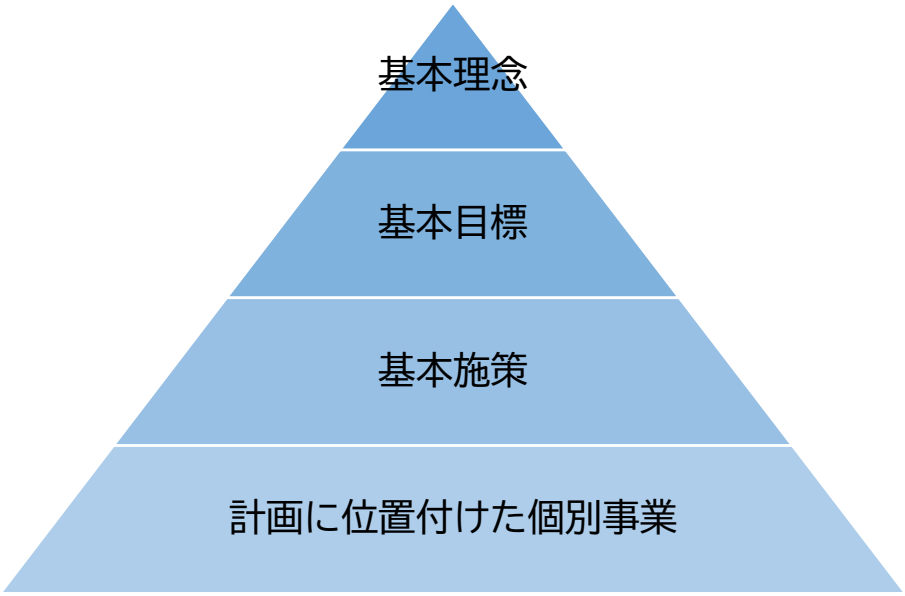

※評価体系のイメージ